

第4章 公平審査関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている(第49条から第51条の2まで)。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和元年度から令和2年度に引き継がれた事案は15事案20件(うち昭和60年以前に請求がなされたものは、12事案17件)であったが、令和2年度中に4事案4件の請求があった。

令和2年度においては、4事案5件について終了の決定を行い、2事案2件について処分承認の裁決を行い、1事案1件について却下の決定を行ったため、令和3年3月末における係属事案は、11事案16件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

係属中の不利益処分審査請求事案

(令和3年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	現在 12件
令和元年(不)第3号事案	知事	懲戒免職	
令和2年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	
令和3年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	
平成31年(不)第1号再 審事案	埼玉県教育委員会	減給処分	

2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている（第46条から第48条まで）。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局（権限を有する地方公共団体の機関）の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和元年度から令和2年度に引き継がれた事案は2事案2件、令和2年度に0事案0件の要求があった。

令和2年度においては、1事案1件について却下、1事案1件について一部認容、一部棄却、一部却下の判定を行った。令和3年3月末における係属事案は0事案0件である。

3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており（第8条）、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和2年度における相談件数は46件（前年度31件）、相談の主な内容は、いじめ・パワハラ等17件、勤務条件8件となっている。